

担い手・農地制度見直しの具体的な検討方向

平成16年10月8日
農 林 水 産 省

目 次

	頁
1．担い手・農地制度見直しの具体的な検討方向・・・・・・・・・・	1
2．担い手への農地の利用集積の加速化・・・・・・・・・・	2
3．新たな耕作放棄地対策と農地の権利移動制限の緩和・・・・・・・・	4
4．都市住民等の多様な農地需要への一層の対応・・・・・・・・・・	5
5．農業振興地域制度、農地転用制度の見直し・・・・・・・・・・	6

1. 担い手・農地制度見直しの具体的な検討方向

課 題

○ 担い手への利用集積の遅れ

平成15年3月末の集積実績: 221万ha

今後、更に61万haの
集積が必要

平成22年の集積見込面積: 282万ha

- ・育成すべき「担い手」の考え方が必ずしも明確でない
- ・高齢化等の進展による担い手不足
 - 約半数の集落において、主業農家なし
- ・集積農地の分散化

〔 認定農業者: 187千戸

特定農業法人: 226法人(関係農家の農地の受け手法人)

特定農業団体: 120団体(経営体の実質を備えた任意団体) 〕

○ 耕作放棄地の増加

昭和60年 → 平成12年

13万ha

34万ha(東京都の面積の1.5倍)
(この15年間で21万ha増)

○ 都市住民等の農地利用ニーズの高まり

市民農園の整備(平成元年~)

・地方公共団体又は農協が開設

・2,211ヶ所(平成11年度) → 2,678ヶ所(平成14年度)
(3年間で467ヶ所増加)

○ 優良農地の確保

- ・虫喰い的な農地転用の発生
- ・不法投棄等による違反転用の発生

対応方向

○ 担い手の明確化と農地の利用集積の加速化

- ・「誰を担い手とするか」、「これにどのように農地集積をするか」、「他の農家はどのような役割を担うか」を合意により明確化し、担い手の育成・確保を加速化
- ・担い手不足の地域では地域合意により集落営農の組織化・法人化を促進
- ・受け手不在のところは、特定農業法人の設立を促進(農地保有合理化法人による農地・金銭出資)

○ 耕作放棄地の発生防止・解消のための施策の充実

- ・市町村による耕作放棄地の解消・抑制プランの策定

態 様	対 応
地区内受け手あり	地区内情報提供・あっせん
地区外受け手あり	広域情報提供・あっせん
受け手なし	新規参入、特定農業法人設立
所有者協力なし	特定農業法人への賃借権設定
所有者不明	市町村等による管理

○ 農地の効率的利用を図るための農業への新規参入の促進 - 構造改革特区制度等

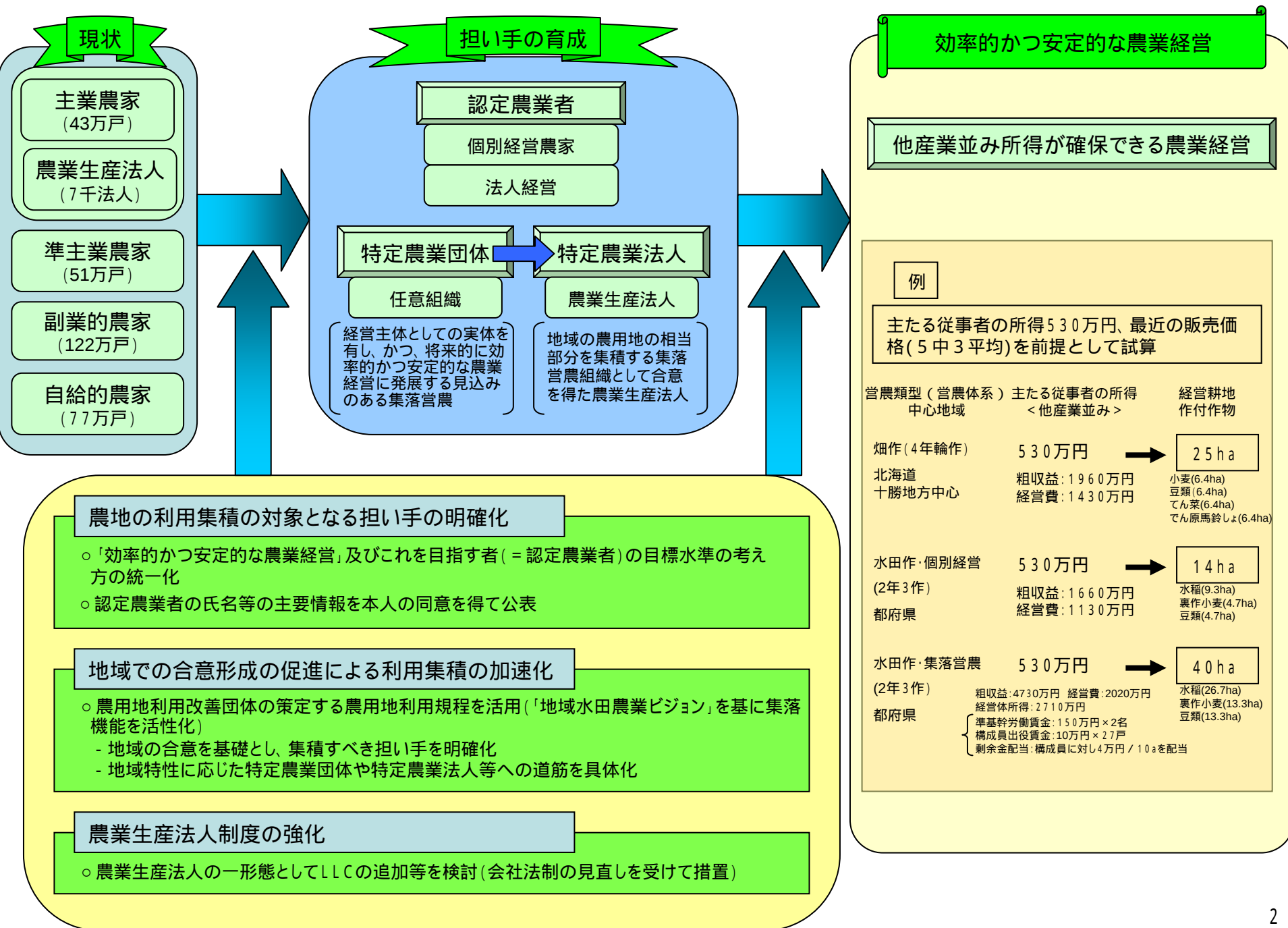
- ・農業外からの新規参入を受入れ
特区制度の全国展開については、平成16年末までの間で可能な限り速やかに結論を得る方針。

○ 都市住民等によるホビー農業、生きがい農業のための農地利用の機会の拡大(市民農園特区の全国展開等)

○ 農業振興地域制度・農地転用制度の見直し

- ・農業振興地域の区域変更について、地域住民の声の反映等
- ・立入検査等違反転用への対策の強化
国と地方との関係の在り方についても検討

2. 担い手への農地の利用集積の加速化



担い手の育成・確保と利用集積の加速化支援対策の充実・強化

望ましい農業構造の実現

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を占める

○ 個別経営農家・法人経営を通じた担い手の規模拡大、経営基盤の強化

○ 担い手不足の地域においては、集落営農の組織化・法人化を推進

担い手を対象とした経営安定対策

担い手への施策の集中化・重点化

- 各種事業要件において、事業対象者を担い手に限定するなどにより集中化・重点化
 - 経営構造対策：農地の利用集積等の構造改革に意欲的な地区を優先
- 農業生産法人の経営基盤の強化
 - 農地の集積の機会に、農地保有合理化法人や農業再生ファンド(仮称)からの金銭出資を行い、規模拡大する経営を支援

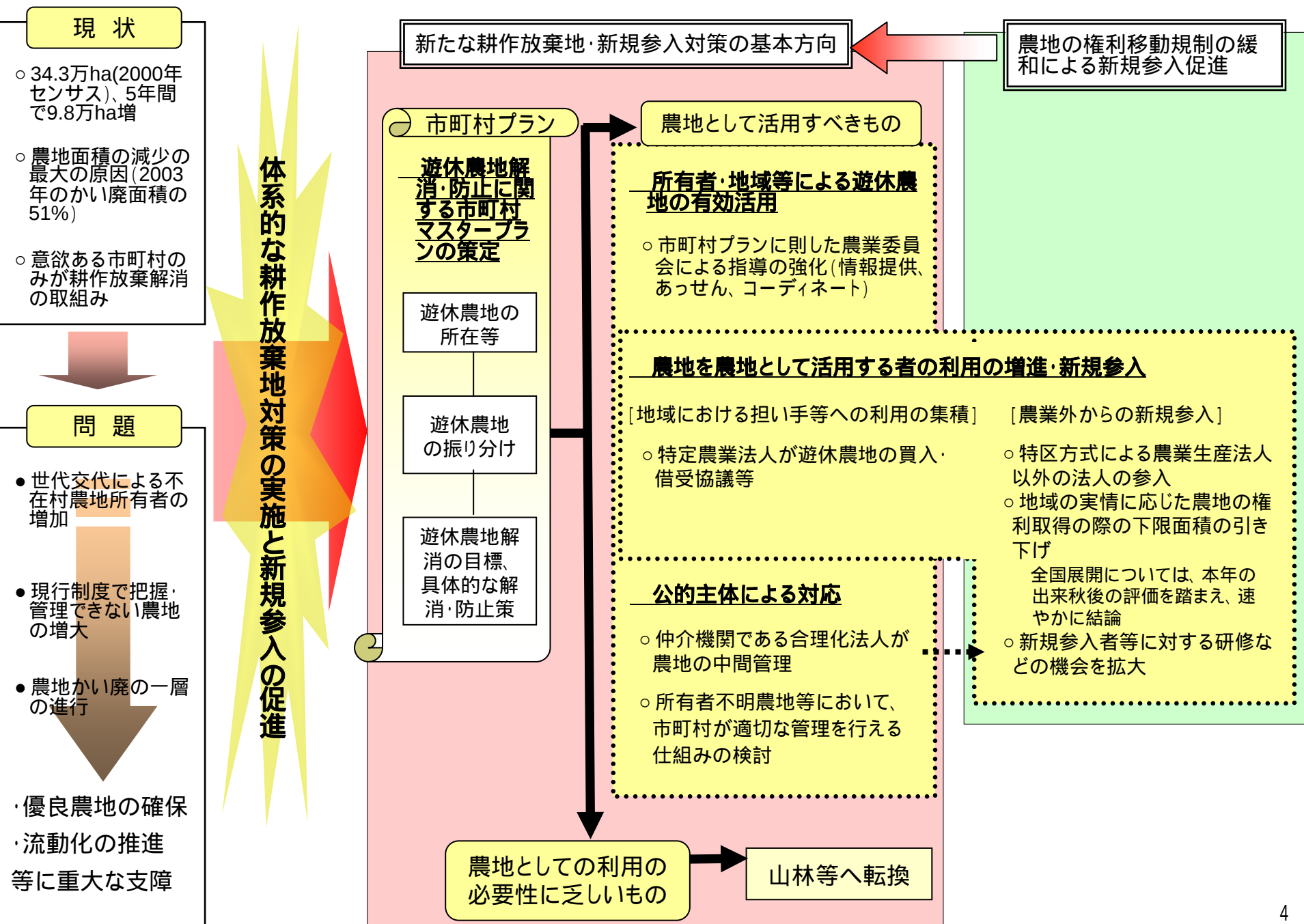
地域での話し合いによる合意形成の促進

- 集落機能の組織化を図るため、合意形成をサポートするとともに、指導的役割を果たすリーダーやコーディネーターの育成・確保を支援
- 地域の受け手となる特定農業法人の立ち上げを促進するため、農地保有合理化法人が金銭出資を行い、機械・施設への投資等を支援
- 地域の担い手を目指す農業サービス事業体(農作業受託組織)の活動を支援

面的なまとまりのある利用集積の促進

- 地域の農地の利用に関する情報の共有化等による担い手に対する集団的農地の集積(「地域水田農業ビジョン」を基にした農用地利用規程策定を契機に面的集積を加速化)
 - 地域の農地の利用状況等の地図情報化等により、面的集積に活用
 - 担い手に対する農地の集団化・連担化を促進するため、農地保有合理化法人が農地の利用集積・集団化に向けた土地利用調整を行うとともに、機械・施設のリースを実施

3. 新たな耕作放棄地対策と農地の権利移動制限の緩和



4. 都市住民等の多様な農地需要への一層の対応

現 状

都市住民等の農地需要

- ・農業に対する都市住民等のニーズの高まり

都市住民等の農業・農村への関心、趣味的な農業へのニーズの拡大

市民農園の整備(H元～)

- ・地方公共団体又は農協が開設
- ・2,211カ所(H11年度)
→2,678カ所(H14年度)
3年間で467カ所増加

市民農園特区(H15.4)

- ・地方公共団体、農協以外の者による市民農園の開設

自分の農地を市民農園として使って貰いたい！

もっと市民農園が沢山あれば良いのに！

自宅近くで農地を借りて農業がしたい！

定年退職後、田舎に戻り農業をやりたい！

週末の趣味だが、もっと自由に農地を使いたい！

都市住民等の多様なニーズに応える必要

都市住民等の多様な農地需要への一層の対応

特区方式の全国展開

- 農地所有者、NPO等による市民農園の開設を促進

都市住民等への農地の権利取得にかかる規制緩和

- 担い手への農地集積に支障が生じない範囲で、都市住民等の小規模な農地の権利取得を可能にすることを検討

5. 農業振興地域制度、農地転用制度の見直し

優良農地の確保に関する現状と課題

< 現状 >

- ・農地面積の減少傾向

H10
491万ha



H15年
474万ha

< 課題 >

- ・個別・分散的な農地転用の発生
- ・公共施設の建設に伴う周辺農地の転用誘発

< 課題 >

- ・不法投棄等による違反転用の発生
(巧妙化する違反転用)

**地域全体の合意に基づき
計画的な土地利用が重要**

違反転用への迅速な対応が重要

見直しの具体的方向

客観性・透明性の向上

- 農業振興地域整備計画の変更等に際し、理由の公表、地域住民の意見提出の機会付与等の措置の創設

農地転用基準等の見直し

- 優良農地の面的な確保に向けて、農地転用基準の明確化等を行うとともに、国・地方公共団体等が行う公共転用について、関係部局間における調整が十分に行われるよう周知徹底
- 2ha～4haの農地転用許可の際の大臣協議の仕組み等、その在り方の見直しを検討

違反転用への対策の強化

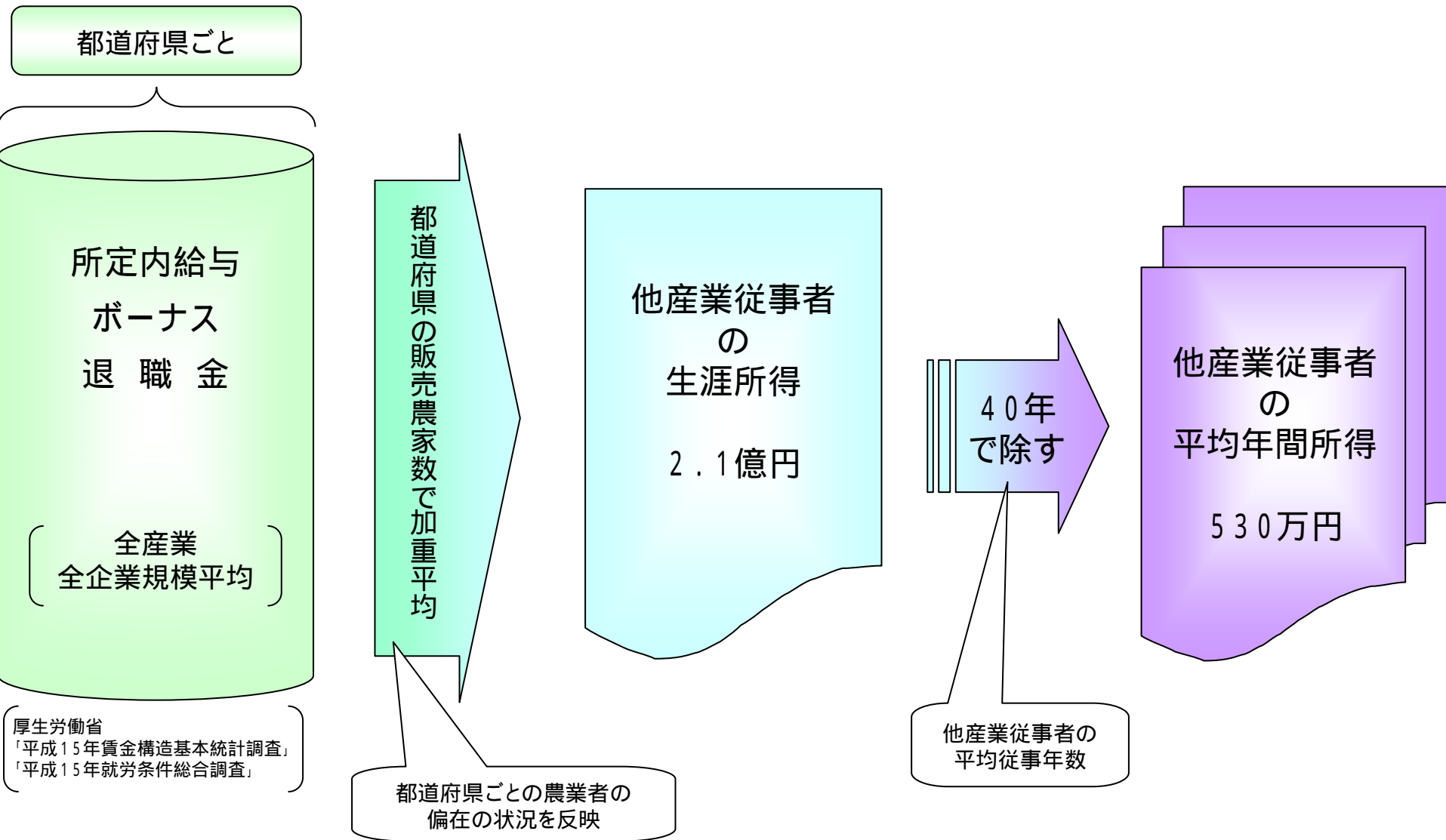
- 農業委員会が、都道府県知事と連携して調査を行う等、違反転用のチェック体制を強化

担い手・農地制度見直しの具体的な検討方向

(参考資料)

	頁
○ 他産業従事者の年間所得の算出方法……………	1
○ 効率的かつ安定的な農業経営体へのチェックポイント……………	2
○ 食品産業と農業との連携・参入(アンケート調査結果)……………	3
○ 株式会社形態の農業生産法人の現状……………	4
○ 農業の雇用……………	5

他産業従事者の年間所得の算出方法



効率的かつ安定的な農業経営体へのチェックポイント

担い手を目指す経営の要素

経営能力

- ・販売先の開拓
- ・販売との関連で目指すべき生産(マーケット・イン)方向
- ・資金調達

技術力

- ・土壌づくり
- ・生産工程の改善(新規の取組意欲)
- ・機械、装置の稼働状態と能力
 - ・トラクター ○○馬力、 台
 - ・自脱型コンバイン ○○条刈り、 台
 - ・乗用管理ビークル 台
 - ・トラック 台
 - ・トラック及び乗用管理ビークルに装置する機械一式
 - ・大豆コンバイン ○○条刈り、 台

生産条件(ファンダメンタルズ)

- ・農地(経営規模)
 - ○ ha(作付面積: 水稻 ○ ha、麦 ○ ha、大豆 ○ ha)
- ・労働力(農業従事者)
 - 主たる従事者 人、補助的従事者 人
- ・資本整備(機械、装置)
 - 自脱型コンバイン又は汎用コンバインと耕起、施肥、播種同時作業機、乗用管理機による少量散布
- ・財務(収益管理)
 - 粗収入 □ □ 万円
 - 経営費 □ □ 万円
 - 所得 □ □ 万円
 - 主たる従事者一人当たり □ □ □ 万円



チェックポイント

企業の経営感覚に優れていること

- ・マーケティングと販売戦略
- ・これに基づく生産戦略
- ・資金調達能力
- (・新規需要開拓能力)

高い技術力を有すること

- ・新品種等活用
- ・土壌づくり ~ 収穫等生産管理能力
- ・先端技術の機械・整備等活用



他産業並みの所得を追求し得る経営能力を有すること

農業経営分野として、他産業並の所得追求を可能とする

経営規模や装置

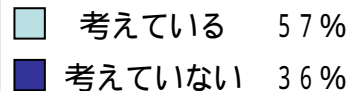
営農体系(売れる生産物づくり)

加工・流通・販売部門との結びつき
(要すれば多角経営)

集落営農についても基本は個別経営体と同じ。
意欲ある担い手を中心に法人化を推進し、目標へ到達。

食品産業と農業との連携・参入(アンケート調査結果)

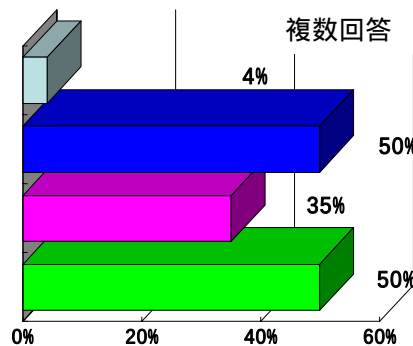
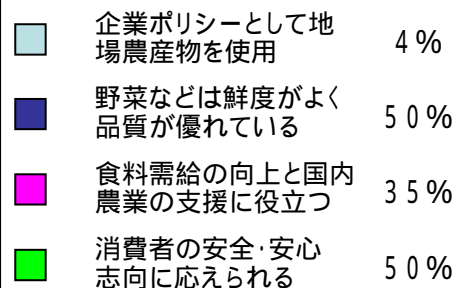
1. 国産農産物の利用拡大について



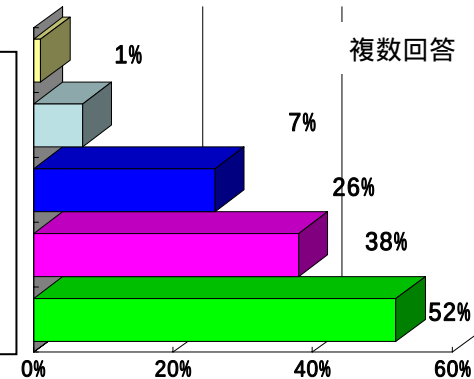
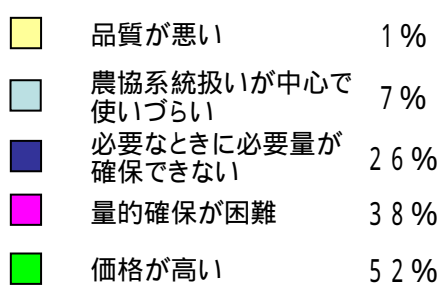
食品製造 29社
食品流通 19社
外食 111社

2. 国産農産物を利用するメリット・デメリット

(1) メリット

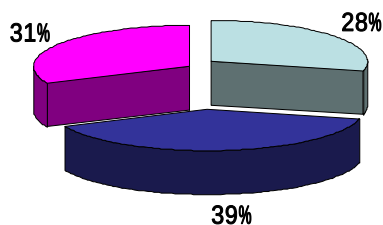
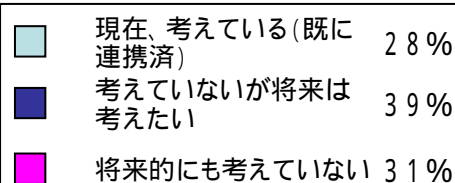


(2) デメリット

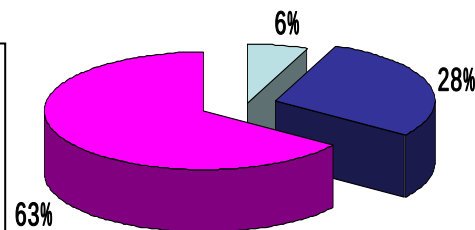
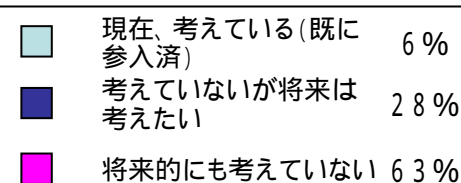


3. 国内農業との連携・参入について

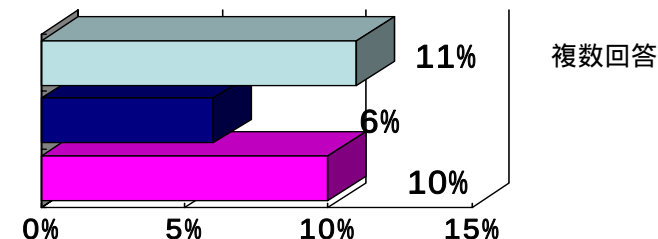
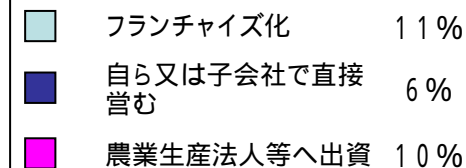
(1) 連携について



(2) 参入について



4. 国内農業への参入の方法について



○株式会社形態の農業生産法人の現状(平成16年7月1日現在)

法人の設立母体	法人数
食品・飲料メーカー、農産物販売会社等	20社
建設・運輸・観光業者等	15社
畜産・花きなど施設型農業を行う株式会社	6社
新規就農者、農業関係者が新たに農業生産法人を設立	15社
有限会社等からの組織変更	30社
計	86社

○株式会社形態の農業生産法人の事例(平成16年7月1日現在)

法人名	資本金	経営面積	構成員	備考
(株)N (E県I町)	1,000万円	6.1 ha	4人	・柑橘の生産 ・柑橘のジュース加工等を行う有限会社が株式会社に形態変更
F(株) (Y県T市)	1,000万円	1.9 ha	4人 +2社	・有機・低農薬野菜の生産 ・鉄道会社のグループ企業2社が出資
(株)S (N県S市)	1,360万円	0.5 ha	4人	・園芸用樹木等の販売会社が、自らバラ、サクランボ等の生産を開始。

(1)株式会社形態の農業生産法人の現状

平成12年の農地法改正(平成13年3月施行)により、株式会社形態の農業生産法人が認められたところであるが、平成16年7月1日現在で、86社の株式会社が農業生産法人として営農を行っている。

(2)株式会社形態の農業生産法人の事例

柑橘ジュース・シャーベットの加工を行う有限会社が、株式会社への形態変更等を契機に加工用・生食用の柑橘の生産を開始。

鉄道会社のグループ企業2社と地元の農業者が出資。有機・低農薬野菜の生産に取り組み、グループ内のレストランに出荷。

草花、園芸用樹木の販売を行う株式会社が、自らバラ等の花卉やサクランボの生産を開始するとともに、観光農園化。

農業の雇用

新規学卒者
他産業からの参入者



研修

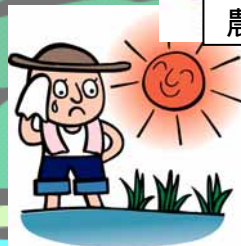


実地研修
(インターンシップ)



農業大学校・先進経営体

就業



農業法人等

経営体内での研修

就農支援資金制度

- ・月額 5 万円 (農業大学校)
- 15 万円 (先進経営体)
- ・無利子
(2 年程度)

就農支援資金制度

(就農準備)

- ・200 万円 / 人
- ・無利子

